

平成29年度兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度要綱（以下「要綱」という。）の平成29年度における適正な運用を図るため、事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(融資対象)

第2 要綱第4の2に規定する融資対象住宅のその他必要な事項とは、使用する県産木材のうち次の製材品14品目、及び構造用合板については、兵庫県木材業協同組合連合会（以下「県木連」という。）が実施するひょうご県産木材認証制度で認証された木材（以下「ひょうご県産認証木材製品」という。）を使用するものとする。

ただし、可能な限り県産木材を使用した伝統木造構法住宅等の優良な住宅であって、ひょうご県産認証木材製品の使用ができない特段の理由等を、別に定める審査会（以下「審査会」という）での審査を経て、知事が特別に認めた住宅（以下「特認木造住宅」という）については、ひょうご県産認証木材製品の使用を要しないものとする。

木口の短辺 (mm)	木口の長辺 (mm)	合板の厚さ (mm)
30	90, 105, 120	9
45	45, 60, 75, 90, 105	12
90	90, 105	24
105	105, 120	28
120	120	
135	135	

2 特認木造住宅等の定義

「特認木造住宅」及び「特認木造住宅施工業者」とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 特認木造住宅とは、要領第13の1の(2)の規定により登録を受けた施工業者（以下「特認木造住宅施工業者」）により施工され、次に掲げる要件の全てに適合することを審査会での審査を経て、知事が特別に認めた住宅をいう。

- ア 可能な限り県産木材を使用していること
- イ ひょうご県産認証木材製品を使用できない特段の理由があること
- ウ 使用する部材に JAS 製品と同等の品質を保持する木材製品を使用していること

(2) 特認木造住宅施工業者とは、次に掲げる要件の全てに適合する施工業者をいう。

- ア 前号に掲げる要件の全てに適合する住宅の施工実績を有すること
- イ 前号に掲げる要件の全てに適合する住宅に関する専門的な技術やノウハウを持った技術者を有していること

(融資枠)

第3 融資枠は、6,000,000千円とする。

(融資種別)

第4 融資種別は次のとおりとする。

融資種別	内 容
木造住宅建設融資	自ら居住（居住を目的とした一時的な2カ所目の住宅を含む）するため、県産木材の使用に加え、粘土瓦の使用や環境配慮型の木造住宅を新築、新築購入、増改築、または既存住宅長寿命化する者に対し、必要な資金を融資する。
リフォーム融資	自ら居住する住宅（居住を目的とした一時的な2カ所目の住宅を含む）を対象に、県産木材の内装材の使用に加え、粘土瓦の使用や環境配慮型住宅へのリフォームを行う者に対し、必要な資金を融資する。

(融資条件)

第5 融資額及び償還期間

融資額及び償還等については次のとおりとする。

区分	木造住宅建設融資	リフォーム融資
融資額	100万円以上1,500万円以内（要綱第5の(1)のただし書きに規定する場合にあっては、100万円以上2,300万円以内）	100万円以上500万円以内
	ただし、県産粘土瓦を使用して50㎡以上の屋根を葺く場合には、上記の融資額の上限を200万円上乗せするものとする。環境配慮型住宅の建設又はリフォームをする場合には、上記の融資額の上限を500万円（リフォームは200万円）上乗せするものとする。 また、県産木材を80%以上使用し、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合（リフォームを除く）には、上限を200万円上乗せするものとする。	
償還期間	25年以内	10年以内

ただし、認定長期優良住宅かつ、1戸当たりの住宅に使用する県産木材量が全木材使用量の60%以上の場合は、償還期間を35年以内とできる。（金融機関によって取扱いが異なる）

2 償還方法

償還方法は、元利均等月賦償還または元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還の併用とする。なお、繰上償還は元金を一括償還する場合を原則とするが、一部を繰上償還することができる。

ただし、融資機関は融資を受ける者又は融資を受けた者からの申し出により、元金据置期間を設けることができる。元金据置期間は、新築又は購入のときは3年以内、リフォームのときは1年以内とする。ただし、償還期間については、元金据置期間を含めて前項に定める期間以内とする。

元金据置の対象となる者は、自然災害等により被災を受けた住宅が全壊、大規模半壊又は半壊、床上浸水等の災害を受けた者又は経済状況の変動など外部的な要因を受けた者で、貸付金の償還が著しく困難であると認められ、取扱融資機関の所定の要件を満たす者とする。

また、融資機関が事前に知事に協議し、知事が認める場合は、元金据置の対象とする。

融資機関は元金据置の認定をした場合は償還方法変更実施報告書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

3 融資利率等

(1) 融資利率

融資利率は、県内のフラット35取扱金融機関の平均金利－1%（小数点以下第2位切り捨て）とし、年2回（4月、10月）見直し、半年間ずつ（4月1日～9月30日、10月1日～翌3月31日）適用する。

また、融資利率は、融資実行時の利率を適用することとし、償還期間を通して固定利率とする。ただし、償還期間を35年以内（認定長期優良住宅かつ1戸当たりの住宅に使用する県産木材量が全木材使用量の60%以上の場合）とした場合の26年目以降35年目以内の融資利率はフラット35金融機関平均金利相当とする。

なお、算定された融資利率が前回の融資利率と比較し、±0.2%未満の場合は前回と同率とする。

ただし、融資利率は 短期プライムレート÷2（小数点以下第2位を切り上げ）を下限とする。

(2) 遅延利息

融資を受けた者が償還を遅延したときは、遅延日数に応じ融資機関の定める割合で計算した額の遅延利息とする。

4 保証等

(1) 保証

融資を受ける者は、原則として融資機関指定の保証会社等と契約するものとする。

(2) 担保

融資機関又は保証会社等は、融資にあたり債権を保全するため、融資の対象となる住宅及びその敷地に抵当権を設定することができるものとする。

(融資機関)

第6 要綱第3に規定する融資機関は別表に定める金融機関とする。

(申込方法等)

第7 受付場所及び申込用紙

要綱第6の規定により特別融資の貸付けを受けようとする者は、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書（様式第1号）を融資機関に提出するものとする。

ただし、要綱第5(3)の規定により上限額を上乗せしようとする者は、上記に加え、県産粘土瓦使用確認書（様式第7号）、兵庫県環境配慮型住宅建設確認書（様式第9号）（確認事項を証明する書類等を添付）又は高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術により加工された製品である証として納品書等の写しを提出するものとする。

* 確認事項を証明する書類等

兵庫県環境配慮型住宅建設基準の項目1「温熱環境に関すること」、3「空気環境に関すること」、4「構造の安定に関すること」については設計住宅性能評価書の写し、2 高効率設備機器、5 太陽エネルギーの利用、6 環境共生に関することについては設置する機器の商品名を記入し、その商品の性能特徴のわかるカタログの写し、見積書の写し、設置位置図の写しを添付すること。

なお、（様式第9号）を提出した者のうち、2、5、6を選択した者は、完成後すみやかに設置した機器の納品書の写し、設置完了の確認できる写真等を兵庫県林務課へ提出しなければならない。

また、居住を目的とした一時的な2カ所目の住宅の貸付けを受けようとする者は、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資における居住用二地域住宅申立書（様式第11号）を提出するものとする。償還期間を35年以内に延長しようとする者は、長期優良住宅認定通知書、適合証の写しを提出するものとする。

2 受付期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、受付期間中において融資枠に達したときは、この受付を打ち切るものとする。

(審査)

第8 融資機関は、貸付申請書を受付したときは、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請受付通知書(様式第1号の3)を知事に送付するものとする。

また、申込者の資格を審査のうえ、貸付予定者と認められたものについては、速やかに兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付予定者報告書(様式第1号の2)により、知事に報告するものとする。

ただし、県産粘土瓦使用確認書若しくは兵庫県環境配慮型住宅建設確認書等、高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術により加工された製品である納品書等又は兵庫県産木材利用木造住宅特別融資における居住用二地域住宅申立書の提出があった場合は、その写しを添付しなければならない。

なお、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書(様式第1号)については、申請者の実印が押印されているものを受理する。

1 要綱第5(3)の規定により上限額を上乗せしようとする者は、淡路瓦工業組合の県産粘土瓦使用証明書(様式第8号)を受けるものとする。

2 兵庫県環境配慮型住宅建設基準の詳細は以下のとおり

(1) 2 高効率設備機器については、従来の設備に比べて省エネルギー型又は、太陽光、風力、小水力、バイオマスなどの自然エネルギー型の暖房若しくは冷房の設備又は給湯の設備。

(2) 6 環境共生に関することについて、(1) グラスパーキング等の十分な緑化とは建築物の屋上緑化・壁面緑化、生垣や板ベイ等による建築物敷地の緑化やグラスパーキング等でその50%以上を緑化すること(2) 雨水利用装置とは、洗車や植物の散水等へ利用できるように工夫された雨水の貯留タンク等とする。

(県産木材使用住宅等の証明)

第9 県産木材使用住宅の証明書の交付を受けようとする者は、県産木材(ひょうご県産認証木材製品)使用住宅証明申請書(様式第4号)に県内に事務所を有する木材取扱業者の納材証明書(様式第5号)を添えて県木連に提出しなければならない。

なお、特認木造住宅にあつては、これに加え特認木造住宅認定通知書(様式第16号)の写しを添えて提出しなければならない。

2 県木連は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに現場確認を行い県産木材(ひょうご県産認証木材製品)使用住宅証明書を申請者に交付するものとする。

(認定)

第10 要綱第8に定める特別融資貸付認定通知は、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付認定通知書(様式第2号及び第3号)により通知するものとする。

(資金交付申し出)

第11 貸付認定者は、特別融資資金交付の申し出を行う場合、融資機関に申し込むものとする。

(融資の実行及び報告書の提出)

第12 融資機関は、要綱第8に定める貸付認定者に対し、融資を実行したときは、その実行状況について毎月末現在でとりまとめのうえ、融資実行等報告書(様式第6号)により、翌月5日までに県林務課に提出するものとする。

なお、融資実行後融資期間中において、一括又は一部繰り上げ償還がなされたときは、融資実行等報告書様式に準じた報告書を作成し、速やかに提出するものとする。

2 融資機関は、要領第8に定める通知後、融資実行にいたるまでにおいて、借入申込者から借入辞退の申し出があったときは、当該辞退者に係る必要事項を記載した文書をもって県林務課

に報告するものとする。

(特認木造住宅の認定手続等)

第 13 特認木造住宅の認定手続等はそのとおりとする。

特認木造住宅施工業者の登録

- (1) 特認木造住宅の認定申請をする施工業者は、平成 29 年 4 月 1 日から 5 月 31 日の間に、特認木造住宅施工業者登録申請書(様式第 12 号)に、建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可に係る通知書の写し、若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)の申請があった場合、申請内容が要領第 2 の 2 の(2)に掲げる要件に適合すると認めるときは、申請者に対して、特認木造住宅施工業者登録通知書(様式第 13 号)を通知するものとする。
なお、登録の有効期間は、登録を受けた日から 3 年間とする。

2 特認木造住宅の認定

- (1) 登録を受けた施工業者及び融資の貸付を受けようとする者は連名で、特認木造住宅認定申請書(様式第 15 号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

申請事項を確認する書類
ア 建築工事請負契約書の写し、 イ 仕様書(要領第 2 の 2 の(1)に掲げる要件が確認できるもの)、ウ 工事図面(平面、立面、配置図等)、エ 案内略図(伐採現場、製材工場、建設地等)、オ 木拾い表 カ その他(要領第 2 の 2 の(1)に掲げる要件が確認出来る書類)

- なお、受付期間及び第 2 の規定にもとづく審査会の開催日等は、申請者に対して、別途通知する。
- (2) 知事は、(1)の申請があった場合、申請内容が要領第 2 の 2 の(1)に掲げる要件に適合することを審査会の審査で確認したうえで、特認木造住宅と認めるときは、申請者に対して、特認木造住宅認定通知書(様式第 16 号)を通知するものとする。
なお、認定の有効期間は、認定を受けた日から 2 年間とする。
 - (3) (2)の認定通知を受けた者は連名で、住宅完成後速やかに又は、認定要件が確認できる時期のいずれか早い日に、特認木造住宅実施報告書(様式第 17 号)を知事に提出しなければならない。
また、知事は、必要があると認めるときは、その職員若しくは審査会の委員を、特認木造住宅の建設場所その他関係場所に派遣し、現場確認を行う。
 - (4) 知事は、(3)の報告があった場合、報告内容が要領第 2 の 2 の(1)に掲げる要件を実施していることを確認し、確認結果を、申請者に対して、特認木造住宅実施報告確認通知書(様式第 18 号)により通知するものとする。

3 特認木造住宅施工業者に係る変更

- (1) 1 の(2)の登録を受けた者は、特認木造住宅施工業者登録申請の内容について変更が生じた場合、特認木造住宅施工業者変更届出(様式第 14 号)により変更が生じた特認木造住宅施工業者登録通知書(様式第 12 号)を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)の規定による提出を受けた場合、当該変更に係る事項に基づき特認木造住宅施工業者登録通知書(様式第 12 号)を改めて作成し、当該特認木造住宅施工業者に対して通知しなければならない。

4 特認木造住宅施工業者の登録の取消し

- (1) 知事は、1 の(2)の登録を受けた施工業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取消することができる。
 - ア 不正の手段により登録を受けたとき
 - イ 前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - ウ その他知事が適当でないとき
- (2) 知事は、(1)の規定により 1 の(2)の登録を取消したときは、その旨を当該登録の取消しを受けた施工業者に対して、取消しの理由を付して書面により通知するものとする。
- (3) (2)により登録の取消しを受けた施工業者は、1 の(2)の規定により通知を受けた特認木造住宅施工業者登録通知書(様式第 13 号)を、速やかに知事に返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表)

実施要領第6に定める融資機関

- ・株式会社 三井住友銀行
- ・株式会社 りそな銀行
- ・株式会社 但馬銀行
- ・株式会社 みなと銀行
- ・株式会社 池田泉州銀行
- ・神戸信用金庫
- ・姫路信用金庫
- ・播州信用金庫
- ・兵庫信用金庫
- ・尼崎信用金庫
- ・日新信用金庫
- ・淡路信用金庫
- ・但馬信用金庫
- ・西兵庫信用金庫
- ・中兵庫信用金庫
- ・但陽信用金庫
- ・兵庫県信用漁業協同組合連合会
- ・近畿労働金庫
- ・兵庫県信用組合
- ・淡陽信用組合
- ・兵庫六甲農業協同組合
- ・みのり農業協同組合
- ・兵庫みらい農業協同組合
- ・あかし農業協同組合
- ・兵庫南農業協同組合
- ・加古川市南農業協同組合
- ・兵庫西農業協同組合
- ・相生市農業協同組合
- ・ハリマ農業協同組合
- ・たじま農業協同組合
- ・丹波ひかみ農業協同組合
- ・丹波ささやま農業協同組合
- ・淡路日の出農業協同組合
- ・あわじ島農業協同組合